

「律令制と民衆 - 甲斐の記録をもとに - 」

対象となる時間

『高等学校学習指導要領』 地理歴史科 日本史探究

内容 (大項目) A 原始・古代の日本と東アジア

(3) ア (ア) 国家の形成と古墳文化、律令体制の成立過程と諸文化の形成などを基に、原始から古代の政治・社会や文化の特色を理解すること。

目標 8世紀の土地政策を律令制の不完全な部分を補う政策として理解するとともに、その後形成される初期荘園の国家事業的性格を理解する。
天災や疫病による民衆の疲弊と、律令制と現実社会とのギャップによって生じる諸現象を理解し、8世紀～9世紀前半の社会状況を把握する。

活用可能資料

『山梨県史』資料活用例 資料編3 原始古代3 (文献・文字資料)

| 出典 | 年代 | 資料内容 | 授業展開の該当箇所 |
|----------|-----|------------------------------|----------------------------------|
| 日本書紀 | | 日本武尊と甲斐酒折宮伝承 | ヤマト政権と政治制度 |
| 日本書紀 | 672 | 壬申の乱での甲斐の勇者の活躍 | 律令国家への道 |
| 正倉院調庸絶銘文 | 714 | 甲斐国山梨郡可美里からの調として絶納入 | 律令制における民衆の負担 |
| 正倉院調庸絶銘文 | | 甲斐国巨麻郡青猪郷物部高嶋が調として絶納入 | 律令制における民衆の負担 |
| 長屋王家木簡 | 8C | 長屋王家の馬の飼育係に甲斐国出身者がいた。 | 藤原氏の進出と政界の動揺 (奈良時代の政治) |
| 平城宮木簡 | 762 | 甲斐国山梨郡から雑役として胡桃子が貢進。 | 律令制における民衆の負担 |
| 正倉院文書 | 761 | 甲斐国が逃亡した仕丁の替わりに漢人部千代を貢上。 | 律令制における民衆の負担 土地政策と民衆(律令農民の困窮) |
| 類聚三代格 | 792 | 甲斐など諸国の兵士を廃止して健児を置く。 | 平安初期の政治改革 |
| 続日本後記 | 835 | 甲斐国巨麻郡馬相野の空閑地五百町が葛原親王に与えられる。 | 地方と貴族社会の変貌 (勅旨田・賜田、院宮王臣家) |

展開例

所要時間 1時間 (50分)

| | 学習内容 | 生徒の活動 | 提示資料 | 留意点等 |
|------------|--|---|---|---|
| 導入 5分 | 律令と現実のギャップ | 律令が唐の制度の移入であることを確認 | | ・発問 |
| 展開1 20分 | 土地政策 ・百万町歩の開墾計画 ・三世一身の法 ・墾田永年私財法 ・初期荘園の形成 東大寺領荘園の例 | 口分田不足が何故発生するか考察 開墾地の把握のシステムの必要性を理解 三世一身法の内容を確認しその限界を理解 墾田永年私財法の内容を確認しその意義を理解 一連の土地政策が律令制補完政策であることを理解 個人的開墾による私有地形成が始まったことを理解 寺院などによる大規模開墾による初期荘園形成が国家的事業であったことを理解 | ・三世一身法 ・墾田永年私財法 | ・発問しながら令に開墾地規定がないことに気づかせる。 ・三世一身法が効果がなかった理由を考えさせる。 ・「開墾地把握」により土地支配が強化されたことに気づかせる。 ・初期荘園における土地所有の実態に留意させる。 ・なぜ初期荘園が消滅するかにも留意させる。 |
| 展開2 20分 | 民衆の生活 ・不安定な生活 過重な税負担 天災・疫病 飢饉 ・農民の階層分化 浮浪・逃亡の増加 私度僧・偽籍の増加 | 8世紀～9世紀初にかけて農民の生活が困窮していたことを理解 「防人」として派遣されていたことも確認する。 浮浪・逃亡の違いを確認する資料により逃亡の実態を確認 浮浪逃亡農民がどこへ行くのかを考える。 | 資料編3原始古代3 資料20 資料64 資料81 資料97 資料99 資料101 資料109 資料133 山梨日日新聞 H17.5.31付 「甲斐国戍人」記事 資料編3原始古代3 資料53 資料57 《参考》 通史編1原始古代 p617 「石山院の造営と甲斐の仕丁」 | 富士山噴火も含め、天変地異や疫病・天候不順により、農民生活が不安定であったことに気づかせる。 防人の負担が重かったことに留意させる。 「仕丁」について確認するとともに「逃亡」が頻繁に発生していることに気づかせる。 初期荘園形成にも結びつけられることを含めて考えさせる。 |

| | | | | |
|-------------------|---------------|----------------------------------|---|---|
| <p>まとめ 5分</p> | <p>甲斐国の郡郷</p> | <p>『和名類聚抄』により律令制下の甲斐国の郡郷名を確認</p> | <p>資料編 3 原始古代 3 資料 4 2 6 通史編 1 原始古代 p 5 4 6 図 5 - 5</p> | <p>現在の地名との繋がりに気づかせるとともに、巨麻郡等力・栗原郷について、説明を加える。</p> |
|-------------------|---------------|----------------------------------|---|---|

通史編 P546 郡郷配置図



20 〔続日本紀〕巻四
和銅二年（709年）
 乙亥、河内・摂津・山背・伊豆・甲斐五国、連雨により苗を損じる。
 『資料編 3 原始・古代 3 文献文字資料』 p 8 1

64 〔続日本紀〕巻二十六
天平神護元年（765年）
 六月辛酉朔、甲斐国飢す。之に賑給す。
 『資料編 3 原始・古代 3 文献文字資料』 p 9 6

81 〔続日本紀〕巻三十六

天応元年（781年）

七月癸亥、駿河国言す、富士山の下、灰が雨す。灰の及ぶところ、木葉彫萎す。

『資料編3 原始・古代3 文献文字資料』p100

97 〔日本後紀〕卷五

延暦十六年（797年）

癸丑、甲斐・下総両国飢す。使いを遣わして賑給す。

『資料編3 原始・古代3 文献文字資料』p109

99 〔日本紀略〕桓武天皇延暦十九年六月

延暦十九年（800年）

癸酉、駿河国言す、去る三月十四日より、四月十二日まで、富士山嶺自焼す。

昼則烟気暗暝し、夜則火光天を照らす。其の声雷のごとし。

灰雨のごとく下り、山下川水皆紅色なり。

『資料編3 原始・古代3 文献文字資料』p110

101 〔日本紀略〕桓武天皇

延暦二十一年（802年）

乙丑、（中略）この日、勅すらく、駿河・相模国言すに駿河国富士山、
昼夜烜^{けんりょう} 燎し、砂礫^{あられ} 霰のごとし（後略）

『資料編3 原始・古代3 文献文字資料』p110

109 〔日本後紀〕卷十二

延暦二十四年（805年）

甲午、甲斐・越中・石見三国飢す。使いを遣わして賑給す。

『資料編3 原始・古代3 文献文字資料』p112

133 〔類聚国史〕卷百七十三 災異七 疾疫

弘仁十三年（822年）

七月丙申、甲斐国疾疫。使いを遣わして賑給す。

『資料編3 原始・古代3 文献文字資料』p120

53 〔正倉院文書〕正集第十八卷

天平宝字五年（761年）

甲斐国国司解し申す 逃走仕丁の替を貢上する事

坤宮官の廡（仕）丁巨麻郡栗原郷漢人部千代年は卅二、左手に疵

右、同郷漢人部町代の替。

（後略）

天平宝字五年十二月廿三日
從五位下行守山口忌寸佐美麻呂

(追筆)

仁部(民部)省、石山寺奉写般若所に充てる
天平宝字六年二月三日從六位上行少録土師宿禰
從六位下守少丞当麻真人永嗣

『資料編3 原始・古代3 文献文字資料』p92

57 〔正倉院文書〕続修第二十卷 続々修第十八帙第三卷

天平宝字六年(762年)

石山院奉写大般若所解し申す 仕丁等を進め返す事
合せて進め返す仕丁伍人

占部小足下総国埴生郡阿佐郷五月七日逃 漢部千代甲斐国巨麻郡栗原郷九月十三日

右二人、逃亡、

矢作真足下総国相馬郡大井郷 久須波良部広嶋同国郡邑保郷

多米牛手出雲国秋鹿郡大野郷

右三人、見に返上す

『資料編3 原始・古代3 文献文字資料』p94

全国的天災(天平元~十年)(729~738)

天平四年(732年)旱害、大風

五年(733年)旱害

六年(734年)大地震

七年(735年)疫病

九年(737年)旱害、疫病

『続日本紀』より

426 〔和名類聚抄〕元和古活字本 卷六 甲斐国第八十一

山梨郡

於曾 能呂 林波也之 井上井之倍 玉井多万乃井 已上五郷を山梨東郡と為す
石禾伊左波 表門宇波止 山梨也万奈之 加美 大野於保乃 已上五郷を山梨西郡と為す

八代郡

長江奈加江 白井之良井 沼尾奴万乃乎 川合加波井 八代也都乃之呂

巨麻郡

等力止々呂木 速見倍見 栗原久利波良 青沼安乎奴万 真衣万木乃
大井於保井 市川以知加波 川合加波比 余戸

都留郡

相模

古郡

福地

多良

加美

征茂

都留

『資料編3 原始・古代3 文献文字資料』 p 205